

明治大学  
「自治労寄附講座・地方自治体と労働組合」

# 自治体の不安定雇用労働者・ 臨時非常勤労働者の現状と 労働組合の活動

全日本自治団体労働組合  
総合公共民間局 組織拡大局長  
野角 裕美子

# 自己紹介

自治労 総合公共民間局  
組織拡大局長 野角裕美子（のずみゆみこ）

- 2001.4 東京都町田市立図書館嘱託員として町田市立中央図書館に採用 管理、児童サービス、YAサービス、レファレンスサービス担当を経て、2012年より地域図書館主任嘱託員として勤務  
(2013年10月より休職専従)
- 2007.11 自治労町田市図書館嘱託員労働組合結成 執行委員長  
※自治労千葉大会にて新規組合代表としてスピーチ
- 2009.6 東京都本部臨時・非常勤協議会議長
- 2009.8 自治労 臨時・非常勤等職員協議会 全国幹事
- 2012.5 連合第83回中央メーデーにて初の非正規労働者としてスピーチ
- 2013.8 自治労本部中央執行委員（組織拡大局長）

# 労働組合をつくった事例紹介

DVD

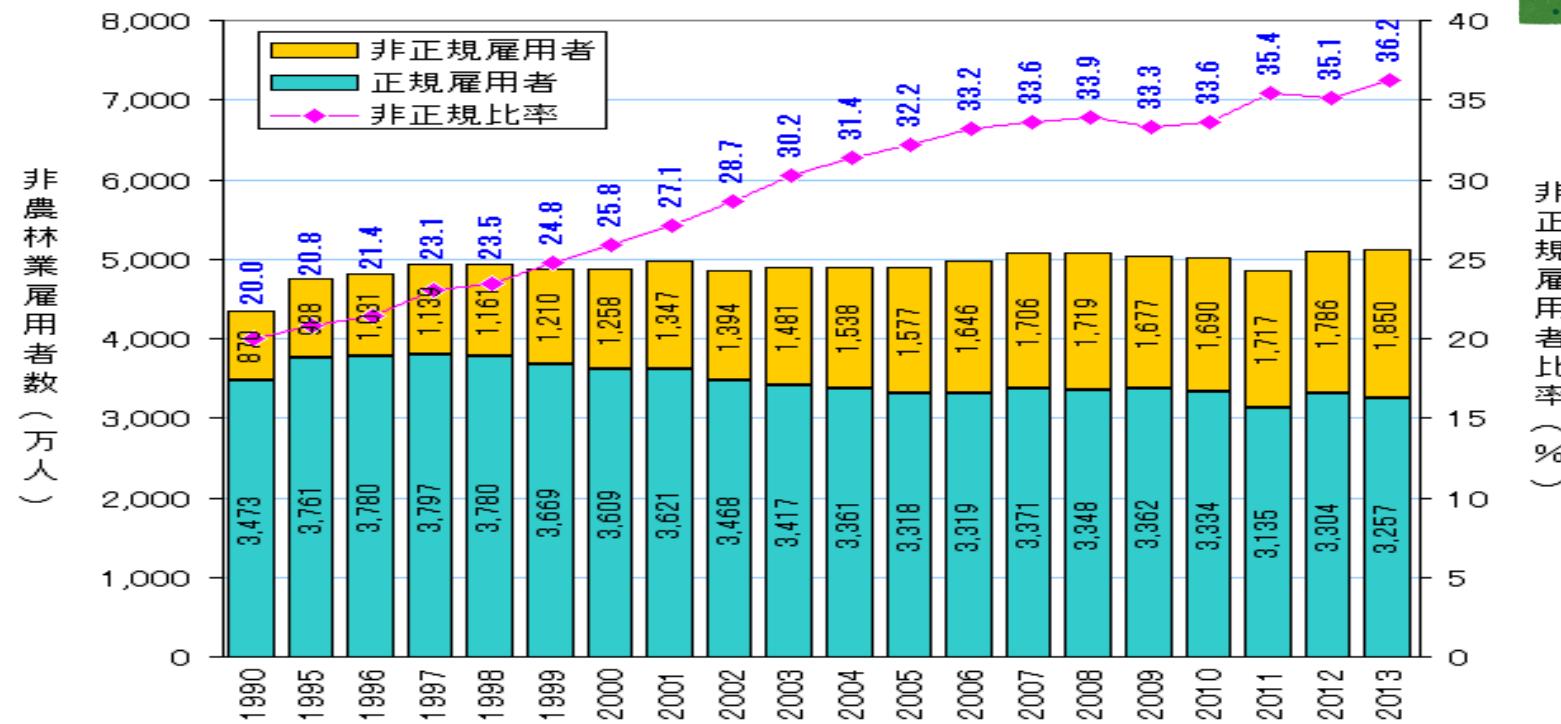


# 日本における非正規の現状

## 全体の36.2%が非正規雇用者！！



正規雇用者と非正規雇用者の推移



(注) 非農林業雇用者(役員を除く)が対象。1～3月平均(2001年以前は2月)。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。2011年は岩手・宮城・福島を除く。

(資料) 労働力調査

# 自治体における非正規の現状

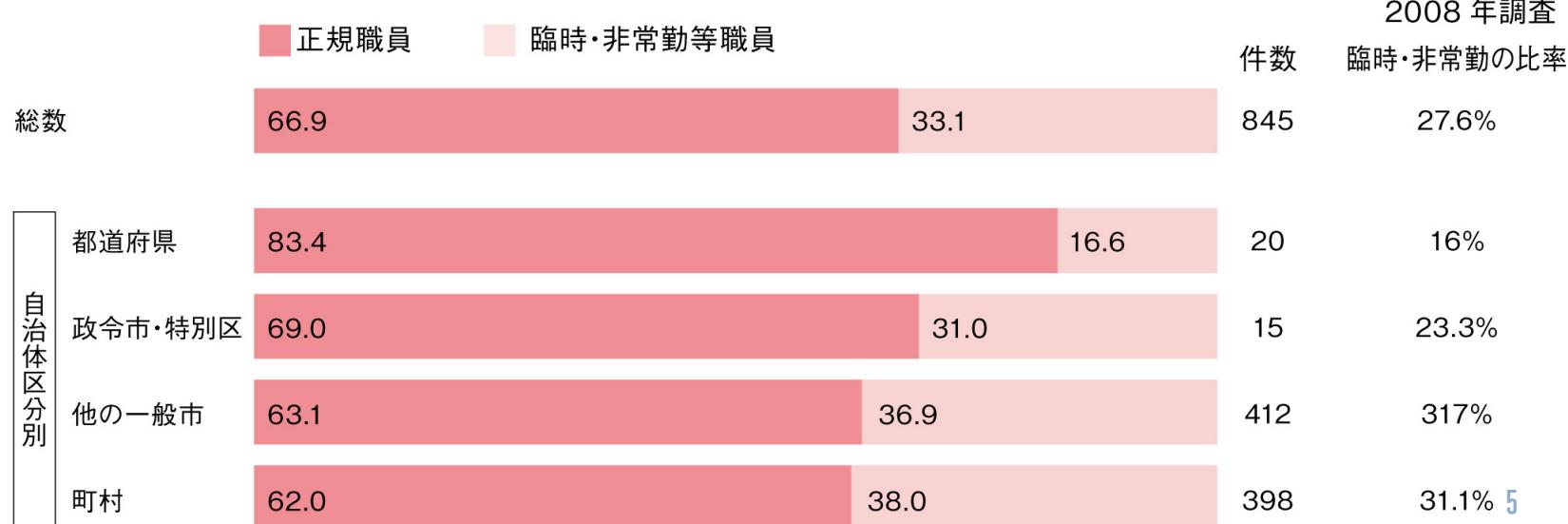
全体の33.1%  
3人に一人が非正規！！

全国の自治体職場では60万人が非正規として働いている！  
そしてその待遇は・・・？



## ▶臨時・非常勤等職員の比率

一般市では36.9% 町村では38%



# 自治体で働く非正規職員の処遇①

多くの非正規職員が  
年間賃金200万円以下！！



## ▶日給・時給の賃金分布

時給800円台が最多層



## ▶月給の賃金分布

最多層は14万円～16万円未満

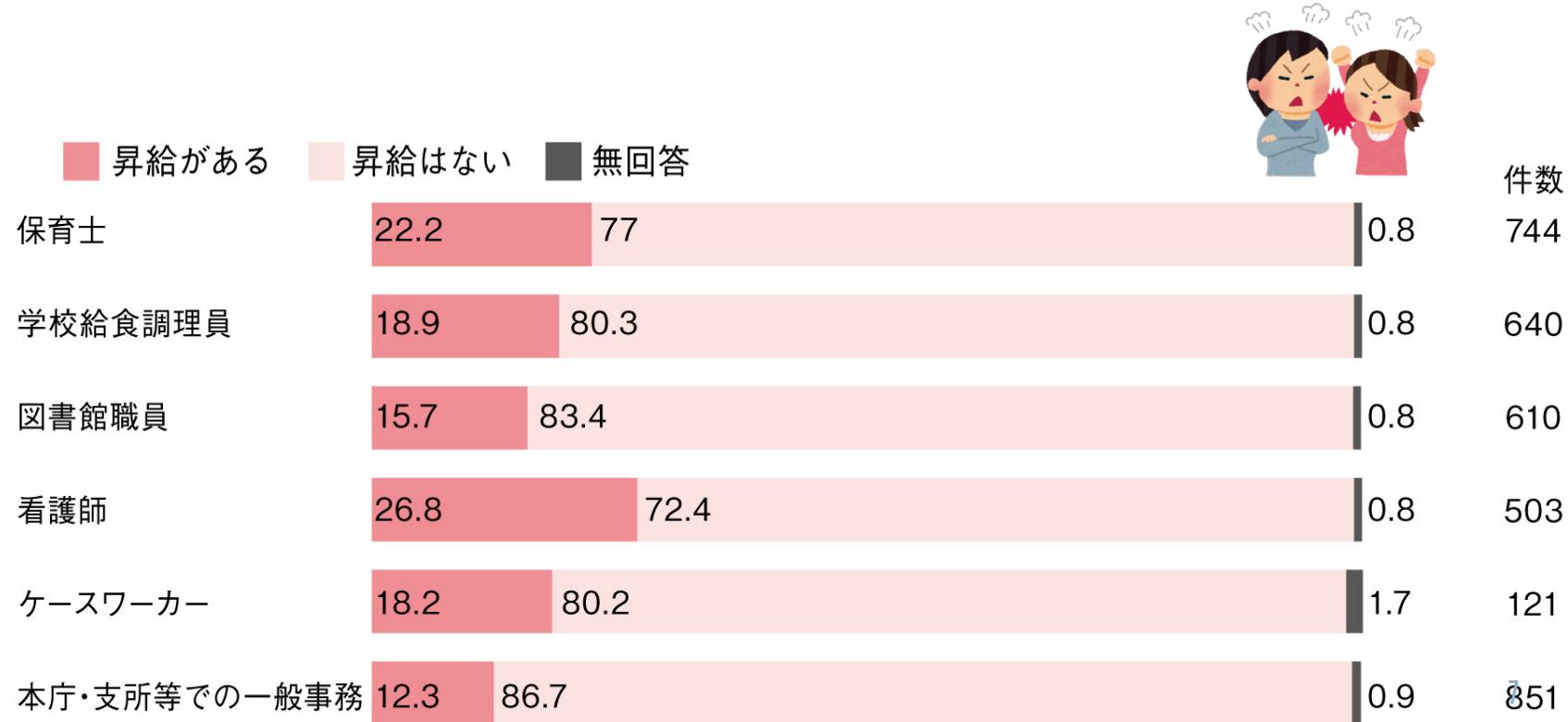


## 自治体で働く非正規職員の処遇②

# いくら働いても賃金が上がらない！

### ▶昇給制度の有無

昇給制度のある自治体は2割前後、7～8割の自治体で昇給はない

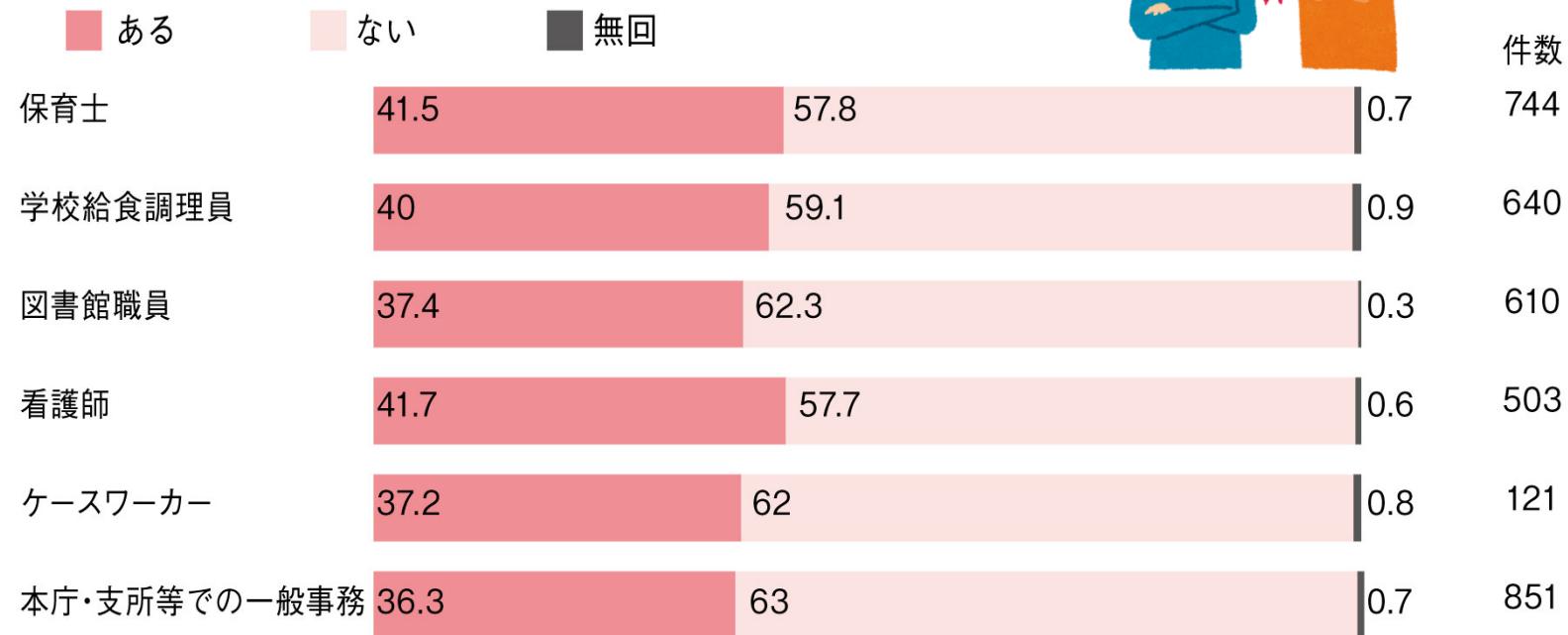


## 自治体で働く非正規職員の処遇③

6割がボーナスなし!  
通勤費すら出でていないところも・・・

### ▶一時金(期末手当等)の有無

支給ありは3割~4割前後、なしが6割前後



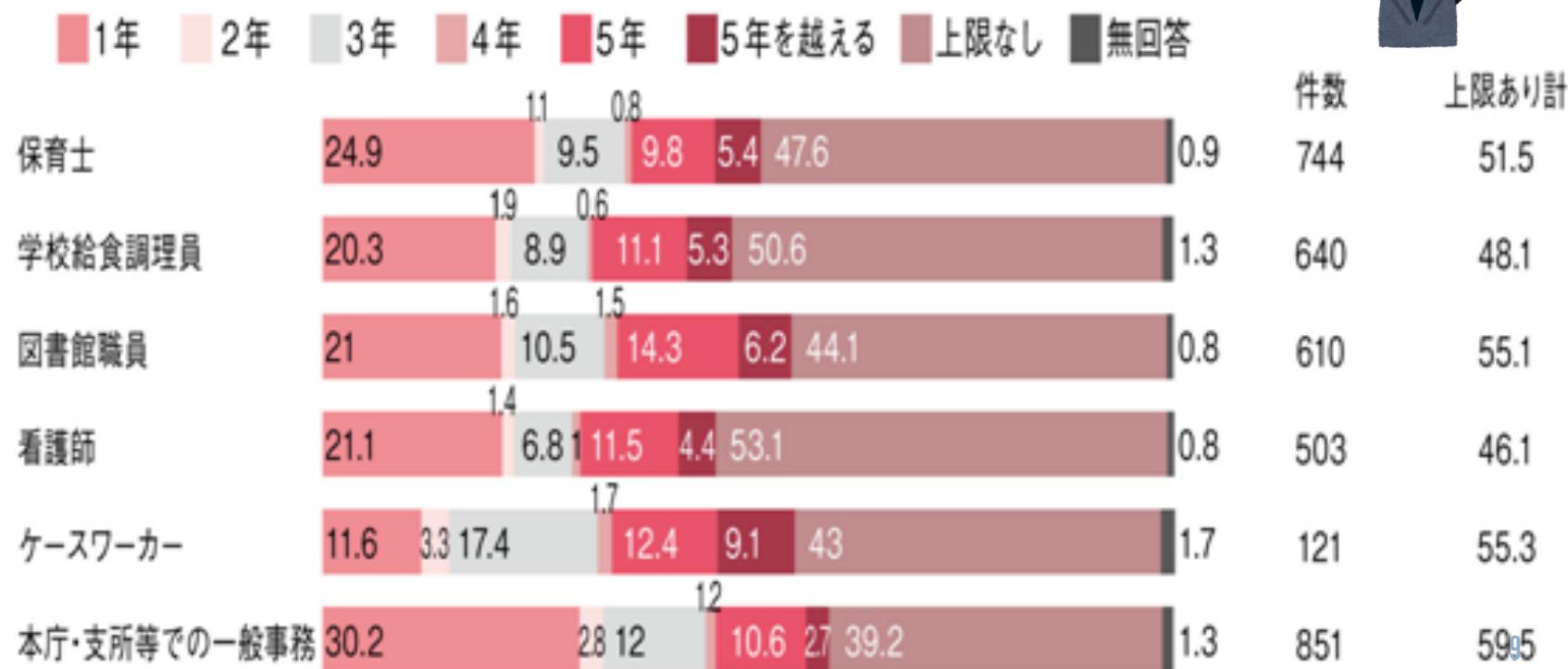
(注) 本調査での一時金が「ない」には、毎月の基本給に一時金相当分を月割りし報酬加算している場合がある。

## 自治体で働く非正規職員の処遇④

### 不安定雇用による失業不安

自治体によっては、働く年数に上限を設定しているところも・・・  
→働きたくても、そこに仕事があっても・・・働けない・・・

#### ▶雇用年数の上限



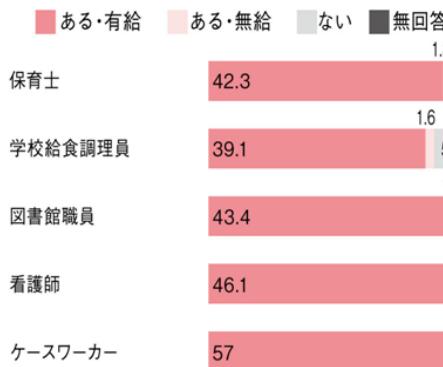
# 自治体で働く非正規職員の処遇⑤

## 休暇も整備されていない！



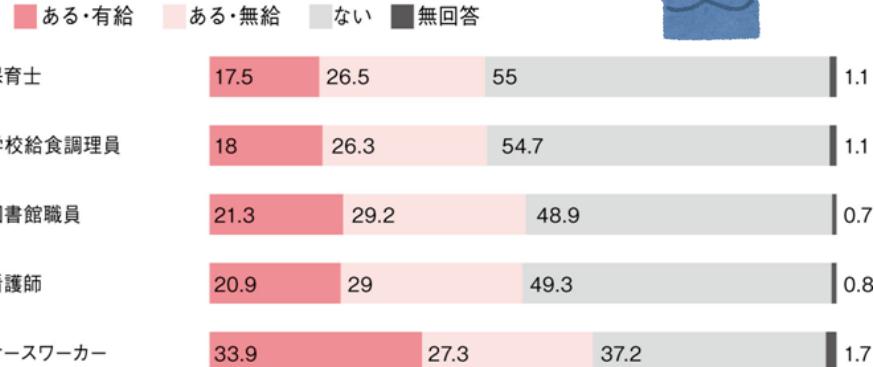
### ▶夏期休暇

夏季休暇は、「ある」が4前～5割

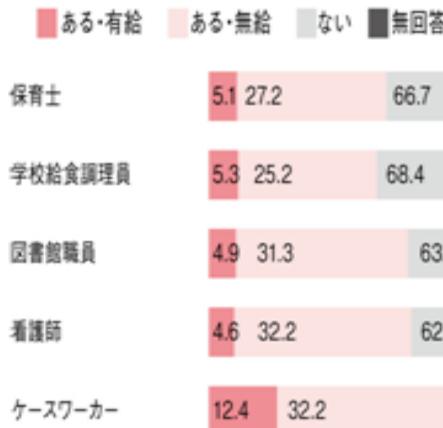


### ▶私傷病休暇

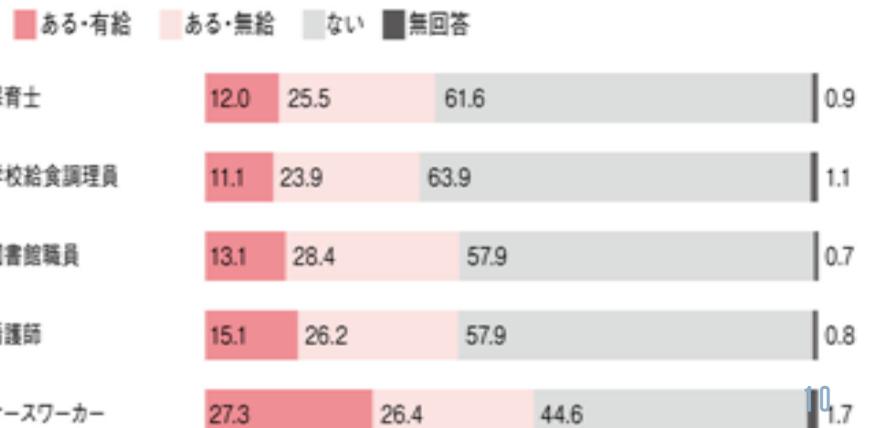
「ある」は4割～6割 うち有給は2割前後



### ●育児休暇



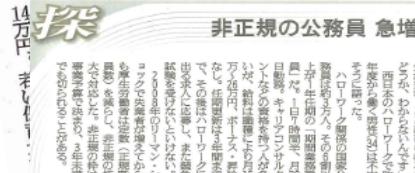
### ●子の看護休暇



# 自治体で働く非正規職員の実態の認知度①

## 新聞にも取り上げられ社会問題化！

好きだけどもう限界



仕事は正規並みなのに…

低い待遇立場も不安定

だけど

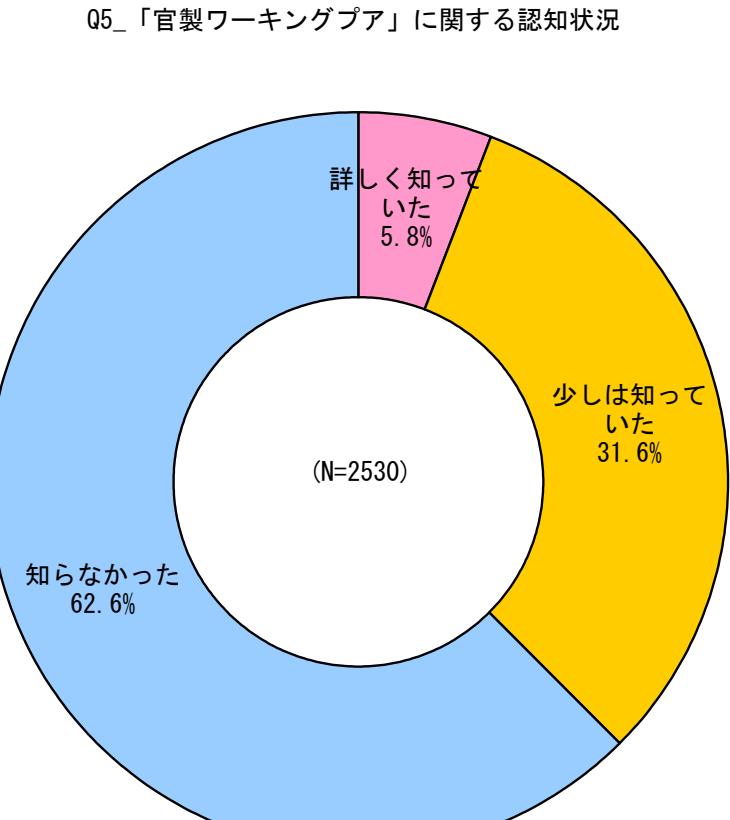
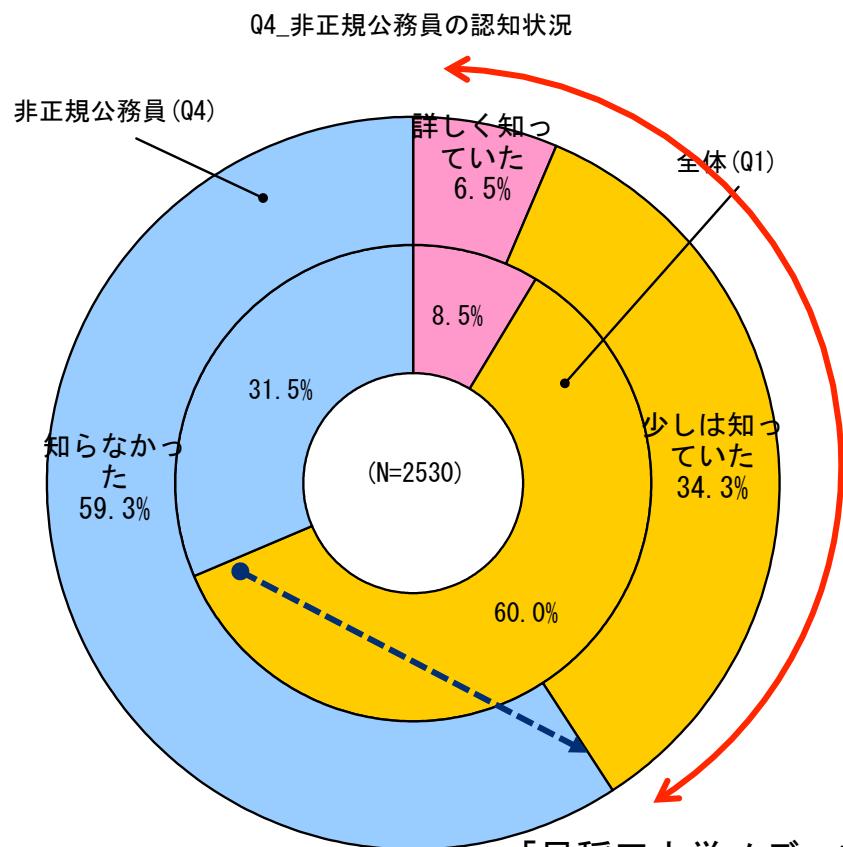
災害時の対応に不安 財政難減らせぬ業務

非正規頼み 現場疲弊 臨職雇用中断の待遇改善

青森県教委が新制度検討 生活不安の解消図る

## 自治体で働く非正規職員の実態の認知度②

非正規の実態を認知しているのは41%  
「官製ワーキングプア」の実態認知:37%



処遇改善、雇用安定にむけて

## 自治体の非正規職員の課題・問題

賃金

手当

雇用年限  
の設定

... > - < ...

休暇制度

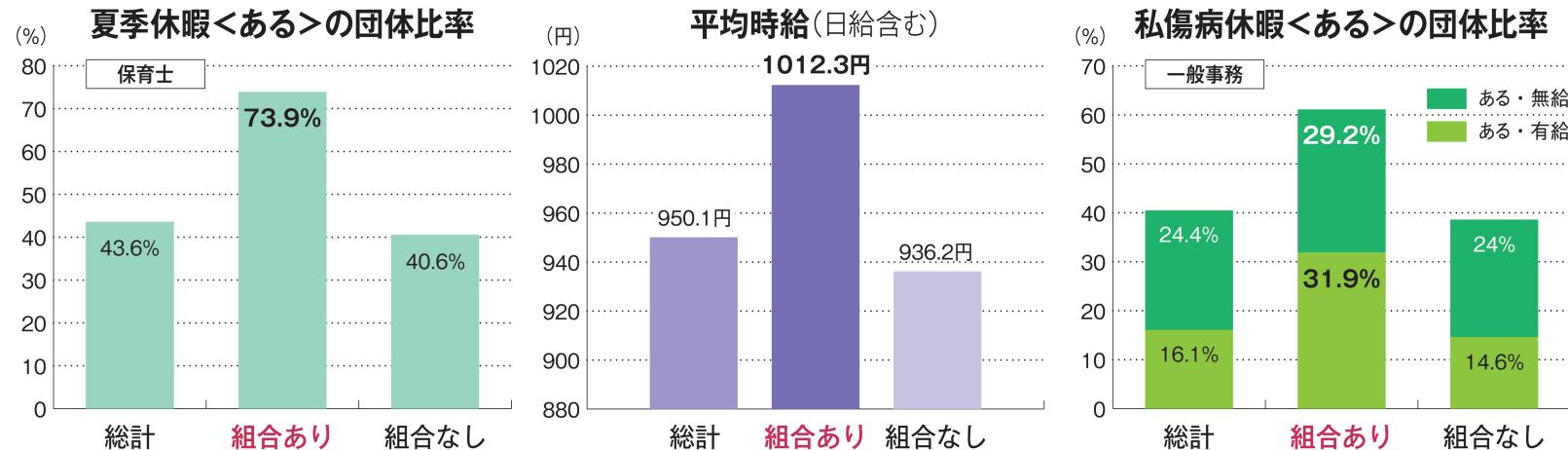
福利厚生



ひとりでは解決できない課題がたくさんある

# 労働組合の役割

一人ではできないこともみんなが  
集まれば大きな力に



一人では上司や社長といった使用者に声を上げてもなかなか待遇は改善しないのが現状です。

全国では、職場の仲間で集まって労働組合をつくりて賃金や職場環境を変えています！



# 町田市図書館の場合①

## 町田市立図書館における嘱託員制度の経過と課題

- 1998/12 相模原市立図書館との相互協力開始に伴い、嘱託員10人を採用（月16日勤務）
- 1999/4 町田市立中央図書館の嘱託員4名増員（16日勤務）、地域図書館5館に12人を配置（12日勤務）
- 2004/4 町田市図書館嘱託員等設置要綱を改正し、雇止めを事実上廃止
- 2007 町田市定員適正化プランの提示  
「2010年度から中央図書館の窓口業務委託により、一般事務職14人の削減、さらに2011年度から地域図書館の窓口業務委託により、一般事務職11人を削減する」
- 2007/11 自治労町田市図書館嘱託員労働組合結成
- 2008～2011 町田市定員適正化プランの業務委託計画を修正し、正規職員を削減するが、嘱託員を増員することで「直営体制」を堅持
- 2014/4 町田市立図書館7館  
現在の職員数は174人、うち嘱託員数は111人  
（「2012年度町田の図書館」参照）



# 町田市図書館の場合②

## なぜ組合を結成するのか

### ～組合結成大会によせて～

私たち嘱託員は、図書館司書という職務に対して、高い理想と意欲を持って取り組んでいます。皆、図書館という職場を大事にし、誇りを持ってこの仕事を続けていきたいと考えています。しかし、正規職員と比較して、仕事の内容はそれほど変わらないのに対し、労働条件は不安定で、その報酬も生活を支えるには心もとない限りです。将来も変わらずに勤務できるかどうか、雇用そのものに対する不安も常にについてまわります。このような状況下で務める私たちは、安心して長期に仕事を続けていくために、より雇用条件を求めていく必要があると考えました。そこで、自分たちの要求を少しでも実現へ近づけるための方法として、今回の労働組合の結成に至りました。

今、私たちは自分たちの将来のために、勇気をもって立ち上がらなければならない状況にあります。他の誰かに頼るのではなく、自分たちの力で可能性を切り開いていかなければなりません。そのために、安定した継続雇用の確保や、育児休業・介護休業の所得等、様々な要求を団体交渉によって解決したいと考えています。今まで一人で悩み、弱々しかった小さな声も、皆でまとまれば大きな声になつて、きっと解決の道が開かれると信じています。

私たちの行動が一つでも多くの実を結ぶよう、今後の活動に取り組んでいきたいと思います。

「自治労町田市図書館嘱託員労働組合結成大会議案集」より抜粋



# 町田市図書館の場合③

## 町田市図書館嘱託員労組 これまでの戦績

取得年月日	勝ち取った待遇	その他の要求項目
2008年4月	* 文学館、他館に先駆け 8 800 円の報酬ベースアップ (183, 200 円 → 192, 000 円)	* 継続雇用の確保(08年1月～)  * 時間外勤務に対する報酬の支給(08年1月～)
2009年4月	<p>* 全館 16 日勤務 + 文学館と同額の報酬ベースアップ</p> <p>* 産前産後の休暇（直前 8 週以内、直後 8 週以上 10 週以内、計 16 週以内）（無給）</p> <p>* 育児休暇（子が 1 歳 6 ヶ月に達するまで）（無給）</p> <p>* 介護休暇（対象家族一人につき、要介護状態に陥る都度通算 93 日まで）（無給）</p> <p>* 病気休暇（医師の診断により療養が必要とされる最小限の期間）（無給）</p> <p>* 育児時間（生後満 1 年に満たない生児 1 日 2 回各々 30 分又は 1 日 1 回 60 分）（無給）</p> <p>* 生理休暇（勤務が著しく困難な場合）（無給）</p>	<p>* 勤務年数に見合った報酬額の改定(08年1月～) </p> <p>* 資格給の取得(09年2月～)</p> <p>* 子の看護休暇(09年2月～)</p> <p>* 町田市嘱託員規則の素案の提示 (09年2月～)</p> <p>* 廉弔休暇 (09年7月～)</p> <p>* 年次有給休暇の初年度日数 10 日(09年7月～)</p>
2010年4月	<p>* 結婚休暇（7 日）（有給）</p> <p>* 忌引（配偶者 10 日・一親等 7 日・兄弟祖父母 3 日他）（有給）</p> <p>* 子の看護休暇（子一人につき年 5 日）（無給）</p>	<p>* 育児時間を正規職員に準じた待遇に (10年2月～)</p> <p>* 福利厚生の充実 (10月2月～)</p>
2011年4月	<p>* 子の看護休暇（子が複数の時は年 10 日）（無給）</p> <p>* 短期介護休暇（対象者一人につき年 5 日、二人の時は年 10 日）（無給）</p> <p>* 時間外勤務報酬</p>	<p>* 子の看護休暇（子二人の時は年 10 日）、短期介護休暇(11年3月～)</p> <p>* 主任嘱託員制度の予算財源の確保(11年3月～)、年次昇給制度(11年3月～)</p> <p>* 財形貯蓄 - 福利厚生(11年3月～)</p>
2012年4月	<p>* 妊婦時短、妊娠症状対応休暇、母子保健検診休暇（無給）</p> <p>* 育児時間（生後満 3 年に満たない生児 1 日 2 回各々 30 分又は 1 日 1 回 60 分）（無給）</p>	<p>* ボランティア休暇、骨髓移植休暇、諸休暇の有給化 (11年11月～)</p> <p>* 一時金、文学館学芸業務嘱託員の報酬改定 (12年8月～)</p>
2013年4月		* 常勤職員の給与額との均衡を考慮した報酬額への改定 (13年5月～)

1.4 町田市図書館嘱託員労組第1号  
2014年5月30日

町田市教育委員会  
教育長 払本 修一 様

自治労町田市図書館嘱託員労働組合  
委員長代行 野口 友子

### 要求書

日頃、地方自治の発展に尽力されている貴職に敬意を表します。  
さて、図書館嘱託員制度は1998年12月より導入され、2014年4月現在111名となっています。定員適正化プランにより嘱託員の人数は倍になり、全国から優秀な人材が採用され、専門職として水準の高い公共サービスを提供すべく日々精励いたしております。しかし、業務範囲は年々拡大していくながら、賃金・労働条件は常勤職員との間に大きな格差が存在しています。

来年は新館オープン等を控え、より常勤職員と嘱託員との協力が求められます。正規の職員と軽重なく働く嘱託員のためにも待遇改善をお願い申し上げます。今後とも専門職として公共サービスの担い手としての役割を發揮し、意欲とゆとりを持ち不安なく業務に専念できる環境を整えるため、下記のとおり要求いたします。文書により誠意あるご回答をお願い申し上げます。

### 記

1. 安定した継続雇用を確保すること。
2. 嘱託員の業務量増加の実態を踏まえ、同一または類似の職務を行う常勤職員の給与額との均衡を考慮した報酬額に改定すること。
3. 一時金を支給すること。
4. 2015年度の主任嘱託員制度の予算財源を確保すること。

5. 町田市民文学館に勤務する嘱託員について以下のように対応すること。
  - ① 来年度定年を迎える嘱託員の業務引き継ぎを円滑に行うため、具体的な対策を講ずること。
  - ② 文学館採用嘱託員にポータルの使用を認めること。
6. 年次有給休暇の日数を、初年度10日とすること。
7. 介護・育児等において、正規職員と同様に安心して働くことができるよう以下の現在無給である休暇を有給で確立すること。
  - ① 介護休暇・短期介護休暇を有給で確立すること。
  - ② 子どもの看護休暇を有給で確立すること。
  - ③ 妊娠症状対応休暇を有給で確立すること。
  - ④ 産前・産後の休養を有給で確立すること。
  - ⑤ 育児時間を有給で確立すること。
  - ⑥ 妊婦時短を有給で確立すること。
  - ⑦ 母子保健検診休暇を有給で確立すること。
  - ⑧ 病気休暇を有給で確立すること。
  - ⑨ 生理休暇を正規職員に準じ、有給で確立すること。
8. 社会貢献の意義、重要性を鑑み、正規職員に準じ、以下の休暇を有給で確立すること。
  - ① 骨髓移植休暇を有給で確立すること。
  - ② ボランティア休暇を有給で確立すること。
9. 新規事業の発生に関して、嘱託員の業務内容に影響を与える場合、速やかに情報提供し、協議を行うこと。
10. 嘱託員の労働条件に関わる要求については、今後も誠実に対応すること。

上記のことについて、2014年6月30日（月）までに文書で回答すること。

以上

# まとめ

2012年度自治体臨時・非常勤等職員実態調査の結果、自治体で働く臨時・非常勤等職員は全国で70万人と推定されています。とりわけ、女性が多い保育、介護、図書館職場などについて、労働の価値が不当に低く評価され、正規職員から非正規職員への置き換えが最も進みやすくなっています。また、専門職種においても、非正規化が顕著になっています。非正規公務員の多くは女性です。不当で低位な労働条件、雇用不安、若年層の非正規問題等、労働組合の原点ともいえる差別の撤廃をめざし運動を進めることが必要です。

